

浜松市上下水道部公告第87号

浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年浜松市条例第32号）第8条第2項の規定に基づき浜松市公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を決定したので、次のとおり公告する。

令和8年4月17日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 奥家 章夫

浜松市公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域 別紙のとおり

別紙

西遠第4負担区

浜名区

中条107番6